

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

I C T 拠点を活用した人と仕事の誘致と地元人材の育成による情報関連産業・雇用再生計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

北見市

3. 地域再生計画の区域

北見市の全域

4. 地域再生計画の目標

北見市は、北海道の東部、オホーツク沿岸地域から北見盆地にかけて位置し、西には大雪山^{だいせつざん}、東は網走、知床半島、北にサロマ湖、南は阿寒国立公園と風光明媚な景色に囲まれた地形である。平成 18 年 3 月に旧北見市・旧端野町・旧常呂町^{ところ}・旧留辺蘂町^{るべしべ}が合併し、市町村としては北海道一の広さで全国でも第 4 位となり、市の西端である石北峠^{せきほくとうげ}から東端のオホーツク海まで道路延長は、110 k m で日本一の地形となっている。

産業は広大な土地を利用した農業やオホーツク海の恵みを活かした漁業、豊富な森林資源を背景とした林産業など一次産業とともに、道内唯一の国内向けスマートフォンなどの携帯電話製造拠点として電子部品製造業などの工場が立地している。また、国立大学法人北見工業大学をはじめ 2 大学が立地しており、多くの学生を輩出している。

近年、一次産業では、機械化・大規模化に伴い、就業者数が減少しており、立地している製造業についても、海外への製造拠点の移転が続き、雇用の場が減っている。また、北見工業大学の卒業生については、地元で大卒生の雇用の受け皿が少ないこともあり、首都圏等の大都市への流出が多く、市外への就職率が 95% となるなど、人口流出の大きな要因となっている。

このため、本計画では、テレワーク技術を活用し、当地に I C T 拠点を立地させることにより、I T 人材が不足している首都圏等の大都市の仕事を誘致し、北見工業大学の人材を活用することにより、雇用増大と若者の流出防止を図り、地方創生を目指すものである。

【数値目標】

	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
新規移動人数	10 人	50 人	50 人
新規参加企業数	-	10 社	10 社
進出企業数	-	1 社	1 社

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

I T人材が不足している首都圏等の大都市からテレワーク技術を活用し、仕事を誘致するための環境整備と人材育成および当地が適地であることについてプロモーションを行う。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

地方創生推進交付金【A3007】

1 事業主体

北見市

2 事業の名称及び内容：

I C T拠点を活用した人と仕事の誘致と地元人材の育成による地域活性化事業

総務省では、地方創生に向けたテレワークの有効活用のあり方について「地方のポテンシャルを引き出すテレワークやW i - F i等の活用に関する研究会」において出された提言に基づいて、いつもの仕事がどこでもでき、東京の仕事をそのまま地方で続けられるという、テレワーク本来の特性を最大限引き出す「ふるさとテレワーク」の普及展開を図るため、「ふるさとテレワーク推進のための地域実証事業」を実施している。

北見市は地域の住民や企業、地元の国立大学と連携し、いつもの仕事ができるI C T環境と遠隔雇用ノウハウで「ふるさとテレワーク」の広域・持続・発展モデルとして受託、平成27年9月から平成28年2月までの期間で、東京圏の企業9社の社員に参加いただき、I C T環境を備えたサテライトオフィスで日常の業務を実施。地方での勤務とワークライフバランスの実現による働き方の改革にあわせ、地元住民や企業も東京圏の企業を受け入れたことで、地域経済の活性化への波及効果も見えてきており、東京圏の人と仕事の誘引に併せ、地元住民の新しい働き方、若者の雇用の場の確保など、地方経済の活性化につながる十分な可能性を得た。

本事業では、この実証結果を基に、さらなる交流人口の増加、将来的な企業誘致による雇用対策、移住・定住によるワークライフバランスの実現により地方創生につなげるためにも、東京圏でのプロモーション活動を実施することや、サテライトオフィスの本格的運用、定着性、継続性の確保を目的として、受け入れる側の地元人材の育成と若者の雇用確保に直結するI C T人材の育成メニューの確立により地域経済の活性化を目指す。

3 事業が先駆的であると認められる理由

【官民協働】

昨年度実施した総務省の「ふるさとテレワーク」実証事業において民間、行政、大学、市民の協働による体制が構築されており、民間事業者においては、都市部企業の受け入れや交流を推進、都市部企業進出についての情報収集及び立地の実現に向けた協力、行政においては、事業全体の運用管理及びPR活動、金融機関においては、地元経済状況の収集と進出企業及び地元起業家への経営支援及び金融機関のネットワークを活かした情報発信等の役割を担う。

【地域間連携】

総務省の委託事業や地方創生加速化交付金において、管内斜里町と広域で連携しており、地域連携を強化することによりオホーツク圏全域への交流人口増加による波及効果を狙う。

【政策間連携】

ふるさとテレワークにより、首都圏の人と仕事を地方へ誘引することで首都圏企業人材の移住・定住による地域活性化、学生と誘致企業をマッチングすることで若者の雇用の場の創出による若者の人口流出対策、移住・定住対策や一軒家をサテライトオフィスにすることによる空家対策を一体的に進める。

【自立性】

サテライトオフィスの運営手法の定着や人材育成により、地元企業の受入態勢を構築し、オフィス管理や受入関連ビジネスとして産業化を図る。

地元国立大学の学生とIT人材が不足している首都圏企業をマッチングする場を整えることにより、双方が自立して雇用増に結び付く環境を構築する。

【その他の先導性】

当地は、首都圏など大都市から大きく離れた立地条件であり、物流などに大きなデメリットがあるため製造業立地には不利な状況であるため、物流費の生じない情報通信産業を集積することにより、地方都市で人口減少の主因である若者の雇用を創出し、人口流出に歯止めをかける。

4 重要業績評価指標（KPI）及び目標年月

	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
新規移動人数	10 人	50 人	50 人
新規参加企業数	-	10 社	10 社

進出企業数	-	1社	1社
-------	---	----	----

5 評価の方法、時期及び体制

当地域の産業構造の高度化と経済の活性化を図ることを目的に当市の主要企業、地元金融機関、学識経験者、自治体で構成された北見地域企業立地促進協議会において検証結果報告をまとめる。また、必要に応じて北見市地方創生総合戦略や今後の事業経営方針に反映させる。検証結果はホームページで公表する。

6 交付対象事業に要する費用

①法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

・総事業費 32,000千円

7 事業実施期間

地域再生計画認定の日から、平成31年3月31日（3カ年度）

8 その他必要な事項

特になし

5-3 その他必要な事項

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

・ICT拠点を活用した人と仕事の誘致と地元人材の育成による地域活性化事業（加速化交付金事業）

事業概要：上記総務省委託事業の発展型として、テレワーク施設の機能向上や受入態勢の強化を図るとともに、テレワークの適地として主に首都圏企業向けにプロモーションを実施

事業主体：北見市、斜里町

事業期間：平成28年度

6. 計画期間

地域再生計画認定の日から平成31年3月31日

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

北見市、地元大学、公設試験研究機関、経済団体、金融機関等からなる北見地域企業立地促進協議会において、KPIを活用した進捗管理を行う

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

毎年5月に前年度実績、KPI進捗状況について北見地域企業立地促進協議会において評価を行う

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の方法

北見地域企業立地促進協議会総会を公開で実施。結果を北見市および北見地域企業立地促進協議会のホームページで公表。